憲 法 Ⅰ （ 人 権 ）

担当：柳瀬　昇

第 18 回　表現の自由（2）

２．表現の自由の内容（承前）

- 法廷における取材に関して、公判廷において写真の撮影・録音・放送をするためには裁判所の許可が必要である（刑事訴訟規則 215 条、民事訴訟規則 77 条)。法廷において傍聴人がメモを取ることについては、最高裁判所は、「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重される」と判示している（法廷メモ（レペタ）訴訟最高裁判決（最大判平成元年 3 月 8 日民集 43 巻 2 号 89 頁))。
- 放送とは、「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信……の送信」（放送法 2 条 1 号）を指す。放送については、放送番組の編集に当たり、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどが求められる（4 条 1 項)。
- 電気通信事業法 2 条 1 号は、電気通信を「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること」と定義しており、同法 3 条は、「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない」と規定する。
- 刑法 175 条は、「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物」を頒布・販売（販売目的の所持も）・公然陳列することを犯罪と規定している。ここでいう「わいせつな文書」とは、判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいう（「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決（最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 巻 3 号 997 頁))。
- わいせつ表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考えたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。
- 他者の名誉を毀損する表現に関して、名誉は、そもそも人格権として憲法上保障されている（北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁))ほか、民事法上の権利として保障され、刑事法上の法益として保護されており、名誉を毀損する行為は、刑法 230 条によって犯罪として禁止されて、民法 709 条によって不法行為を構成し損害賠償請求の対象となる。

- 人の名誉を毀損する行為であっても、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは」名誉毀損罪は成立しない（刑法 230 条の 2 第 1 項）。
- 名誉毀損的表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考えたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。
- もっぱら営利目的でなされる商業広告等の商業的な表現である営利的言論も、21 条の保障する表現に含まれるが、その保障の程度は非営利的な政治的表現よりも低いと解される（あん摩師等法違反事件最高裁判決（最大判昭和 36 年 2 月 15 日刑集 15 巻 2 号 347 頁）参照）。

【宿題】税関検査事件最高裁判決（I-69）及び第一次家永訴訟最高裁判決（I-88）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q18　次の見解は、インターネット上の名誉毀損罪の成否と表現の自由について論じたものである。この見解に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○を、誤っている場合には×を選びなさい。

「インターネットの利用者は、自己の見解を外部に向かって発信することができるから、インターネットを利用している被害者は、自己に向けられた加害者のインターネット上の表現行為に対し、言論による反論が可能である。したがって、インターネットの利用者が名誉毀損の表現行為をした場合には、新聞などのマス・メディアを通じた表現の場合よりも、名誉毀損罪の成立する範囲を限定すべきである。」

ア．この見解に対しては、インターネット上の全ての情報を知ることは不可能であり、自己の名誉を毀損する表現が存在することを知らない被害者に対して反論を要求すること自体、そもそも不可能である、という批判があり得る。

イ．言論の応酬により当不当を判断することができるのは意見や論評であって、事実の摘示による名誉毀損の場合には、被害者と加害者が言論の応酬をしても、インターネット利用者は真偽を判断することができないという指摘は、この見解の根拠となり得る。

ウ．この見解に対しては、インターネット上に載せた情報は、不特定多数の利用者が瞬時に閲覧可能となり、全世界に伝播される可能性もあることから、被害者のインターネット上の反論によって名誉の回復が図られる保証もない、という批判があり得る。

エ．言論による侵害に対しては、言論で対抗するのが表現の自由の基本原則であり、被害者が加害者に対し十分な反論ができ、功を奏するのであれば、被害者の社会的評価が害されるおそれはないという指摘は、この見解の根拠となり得る。